

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	人権施策推進課	令和 7 年度 長人推第 1 号	人権尊重都市推進事業委託		長浜市八幡東町 632 番地（人権施策推進課内）	（１）人権啓発及び人権学習に関すること （２）人権啓発及び人権学習の推進に関する事項の調査研究に関すること （３）関係機関・団体相互の連絡調整に関すること （４）その他推進会議の目的達成に必要な事項に関すること
	令和 7 年 4 月 11 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	令和 7 年 4 月 11 日	3,845,000 円	長浜市八幡東町 632 番地（人権施策推進課内） 長浜市人権尊重都市推進会議 会長 早川紀久子	当該事業の性質・目的上、競争入札には適さないため、市民に対する人権啓発及び人権学習を総合的に推進し、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現を目指し組織された団体である「長浜市人権尊重都市推進会議」を契約の相手方に選定した。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
2	人権施策推進課	令和 7 年度 長人推第 6 4 号	デジタルスキルを生かした女性の新しい働き方支援事業委託		長浜市北船町 3 番 2 4 号	（１）デジタルスキル習得のための講座の企画及び運営 （２）講座終了後の就業支援
	令和 7 年 4 月 25 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	令和 7 年 4 月 25 日	1,572,000 円	長浜市北船町 3 番 2 4 号 合同会社 L O C O 代表社員 宮本麻里	当該事業は、育児や介護等で働く時間や場所に制約のある女性が、デジタルスキルを習得し育児・介護等のライフステージや生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にするデジタル分野の就労につなげることで、生活と仕事の両立ができる環境づくりを促進することを目的としている。 委託先の「合同会社 LOCO」は、働きたい女性と地域の企業両者の課題解決のための事業を行っており、すでにデジタル技術を活用した柔軟で新しい働き方の構築の土台ができています。これを基にして、実践性の高い教育の実施や、就業に関して地域に密着した情報に基づくサポートを行うことのできる事業者が「合同会社 LOCO」であり、契約の相手方に選定した。	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
3	人権施策推進課	令和 7 年度 長人推第 6 3 号	長浜ジョブカフェ事業委託		長浜市北船町 3 番 2 4 号	(1) 起業を考える女性への学びの機会、相互のネットワーク構築につながるセミナー・イベントの企画、運営、開催 (2) 多様な女性活躍につながるセミナー・イベントの企画、運営、開催 (3) 現場での交流を通し、様々な気づき・刺激に繋がるイベントの企画、運営、開催 (4) 関係機関相互の連絡調整 (5) その他、長浜ジョブカフェ事業の目的達成に必要な事項
	令和7年4月25日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年4月25日	727,000円	長浜市北船町 3 番 2 4 号 合同会社 L O C O 代表社員 宮本麻里	当該事業は、女性の起業および就業の支援をはじめ、キャリアアップ・フォローアップ、人材発掘などと多岐にわたり、これらを総合的に推進する必要があることから、既に市内で女性の起業や就業のサポート、子育て世代の居場所や仲間づくりの場を総合的に提供している実績がある「合同会社LOCO」を契約の相手方に選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	人権施策推進課	令和 7 年度 長人推第 6 2 号	パートナーシップ推進事業委託		長浜市八幡東町632番地（人権施策推進課内）	(1) 男女共同参画及び女性活躍推進のための啓発 (2) 男女共同参画及び女性活躍推進のための調査研究 (3) 関係機関・団体相互の連絡調整 (4) その他、推進協議会の目的達成に必要な事項
	令和7年5月21日 から 令和8年3月31日 まで	令和7年5月21日	600,000円	長浜市八幡東町632番地（人権施策推進課内） 長浜市パートナーシップ推進協議会 会長 廣部恭子	当該事業の性質・目的上、競争入札には適さないため、長浜市の男女共同参画及びあらゆる場面で女性の活躍を総合的に推進し、全ての人の基本的人権が尊重され、お互いを認め合い、すべての人がいきいきと輝くまち『長浜』の実現を目的として組織された団体である「長浜市パートナーシップ推進協議会」を契約の相手方に選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号